

不貞慰謝料請求事件の着手金・報酬金基準

交渉事件としてご依頼いただく場合	
着手金	10万円+消費税
報酬金	経済的利益の16%+消費税（ただし、報酬金の最低額は10万円+消費税） ※慰謝料を請求する側の場合、相手方との合意金額を経済的利益とします。 ※慰謝料を請求される側の場合、相手方請求額と合意額との差額を経済的利益とします。
公正証書を作成する場合は、上記着手金・報酬金に加え、別途手数料5万円+消費税をいただきます。	

調停事件としてご依頼いただく場合	
着手金	20万円+消費税 （交渉事件から引き続きご依頼いただく場合は、追加着手金10万円+消費税をいただきます）
報酬金	経済的利益の16%+消費税（ただし、報酬金の最低額は15万円+消費税） ※慰謝料を請求する側の場合、相手方との合意金額を経済的利益とします。 ※慰謝料を請求される側の場合、相手方請求額と合意額との差額を経済的利益とします。

訴訟事件としてご依頼いただく場合	
着手金	30万円+消費税 ※交渉事件から引き続きご依頼いただく場合は、追加着手金として20万円+消費税をいただきます。
報酬金	経済的利益の16%+消費税（ただし、報酬金の最低額は20万円+消費税） ※慰謝料を請求する側の場合、相手方との合意金額を経済的利益とします。 ※慰謝料を請求される側の場合、相手方請求額と合意額との差額を経済的利益とします。